

# 健康寿命の算定方法Q & A

「健康寿命の算定方法Q & A」は、「健康寿命の算定方法の指針」と「健康寿命の算定プログラム」の使用の参考のために、健康寿命の算定方法に関する質問と回答をまとめたものです。質問への回答はひとつの考え方を示したものに過ぎず、確定的なものではありません。必要に応じて、随時、追加と見直しを行います。

**Q16.** 健康寿命が高い自治体、逆に低い自治体について、その理由は何でしょうか。

**A16.** 死亡や日常生活の制限に関連するいろいろな要因が理由として考えられます。一般的に、健康寿命が高い地域の住民は、栄養、運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が良いことが考えられます。また、経済的に余裕のある状態であること、気候が温暖であること、社会参加や地域のつながり、気持ちが前向きであること、保健予防施策や医療体制が充実していることなどが関連している可能性もあります。しかしながら、どのような要因が、健康寿命にどの程度の影響を与えているかについて、未解明の部分が多いため、今後、さらに研究を進めていく必要があります。

(2012年10月15日版Q & AのQ5にも類似の質問を掲載していますので参照下さい。)

**Q17.** 健康寿命の算定プログラムを使って、「日常生活に制限のない期間の平均」などの健康寿命を計算しましたが、研究班が発表した数値と異なりました。どのような理由が考えられますか。

**A17.** 健康寿命の算定プログラムでは、人口、死亡数、不健康割合といった基礎数値を入力することにより健康寿命を算定しています。その基礎数値について、以下に述べるような研究班で用いた数値と異なるものを用いた場合には、算定される健康寿命について若干の差異が生じます。

不健康割合について、研究班では、統計法に基づく調査票情報の提供の申出を行い、国民生活基礎調査の個票データを用いて、拡大乗数（集計用乗率）を使用した分析を行い、精密な算定を行っています。そのため、国から公表されている集計済みの概数を用いた場合や、拡大乗数を用いずに集計した数値等とは若干異なります。

人口については、研究班による平成22年の健康寿命は、平成22年国勢調査による人口

について、年齢不詳等を案分した日本人人口（厚生労働省人口動態統計に掲載されている数値）を用いています。なお、死亡数については、厚生労働省から公表された確定値を用いた場合、算定する者によって結果がずれる余地は余り無いと考えられます。

健康寿命を算定する際に、どの基礎数値を用いるかなど、詳細な方法について、どの方法が正しいということが決まっているわけではありません。どの基礎数値を用いて、どのように算定したかということを明示すれば、仮に研究班が算定した数値と異なっても、それぞれ正しい数値ということができます。

**Q18.** 健康寿命の算定プログラムのなかの、「対象集団の生命表を用いた健康寿命の算定表」（以下、算定表）を用いて算定を行いたいと思います。

**Q18-1.** 算定表の地域生命表の年齢欄は、0、5、10・・・85 となっています。一方で、e-Stat からダウンロードした市区町村別生命表は、0、1～4、5～9、・・・、85～89、90～94、95～ となっています。市区町村別生命表の1～4と90以上は無視して、算定表の【地域生命表】対象集団の生存数  $l_x$ 、 $T_x$  には、市区町村別生命表の0の値を算定表の0に、5～9の値を5に、・・・85～89の値を85に入力すればよろしいですか。

**Q18-2.** 平成22年の健康寿命を算定しようと思った場合には、算定表の【地域生命表】全国、【簡易生命表】全国の欄は、修正せず、そのままが良いですか。

**Q18-3.** 「対象集団の算定結果」について、「補正なし」と「補正あり」の2つの表がでていますが、特段の理由がない場合には、「補正あり」の結果を使えば良いですか。

**Q18-4.** 「人口規模が著しく小さい対象集団では、市町村別生命表のデータを用いても健康寿命の精度は必ずしも高くない。」と記載されていますが、具体的にどのくらい小さい地域では用いることができないですか。

**A18-1、A18-2、A18-3.** それで結構です。

**A18-4.** 算定の指針に「人口1.2万人未満では3年間の死亡数を利用しても健康寿命の精度が十分とはいえない。」と記載していますように、その程度の規模はひとつの目安になります。また、厚生労働省編集「市区町村別生命表」の冊子体には、平均寿命・平均余命の誤差が付記されていますので、結果を解釈する上での参考になります。

健康寿命の場合は、要介護割合の誤差が加わりますので、誤差はさらに大きくなります。その誤差程度の違いには一喜一憂しないように使うことが必要です。

**Q19.** 平成 25 年度以降の報告書に記載されている健康寿命の数値等を引用したいのですが、出典はどのように記載すれば良いですか。

**A19.** 出典を記載される場合には、例えば「平成 25 年度厚生労働科学研究費補助金による「健康日本 21（第二次）の推進に関する研究班」」などとして下さい。「厚生労働科学研究班」などと略していただいても結構です。また、公表済みの結果の引用に当たって特段の許可は必要有りません。

（Q15 にも、平成 24 年度以前の報告書の出典の記載方法について説明しています。）